

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月13日
【四半期会計期間】	第49期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)
【会社名】	株式会社サンリオ
【英訳名】	Sanrio Company,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 辻 信太郎
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎1丁目6番1号
【電話番号】	03-3779-8111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画室長 江森 進
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎1丁目6番1号
【電話番号】	03-3779-8111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画室長 江森 進
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年8月14日に提出いたしました第49期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）の四半期報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

注記事項

（株主資本等関係）

1 発行済株式に関する事項

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

注記事項

（セグメント情報）

事業の種類別セグメント情報

第一部 企業情報

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

注記事項

（セグメント情報）

所在地別セグメント情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第5 【経理の状況】

1 【四半期連結財務諸表】

【注記事項】

（株主資本等関係）

1 発行済株式に関する事項

（訂正前）

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	88,148,431

(訂正後)

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	88,148,431
B種優先株式(株)	1,000,000

第一部 【企業情報】

第5 【経理の状況】

1 【四半期連結財務諸表】

【注記事項】

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

(訂正前)

<前略>

(注)3. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 1 会計処理の原則及び手続の変更 (2) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用」に記載のとおり、棚卸資産については、従来、主として移動平均法に基づく原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、主として移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当第1四半期連結会計期間のソーシャル・コミュニケーション・ギフト事業の営業利益は12百万円増加しております。

(訂正後)

<前略>

(注)3. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 1 会計処理基準に関する事項の変更 (1) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用」に記載のとおり、棚卸資産については、従来、主として移動平均法に基づく原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、主として移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当第1四半期連結会計期間のソーシャル・コミュニケーション・ギフト事業の営業利益は12百万円増加しております。

第一部 【企業情報】

第5 【経理の状況】

1 【四半期連結財務諸表】

【注記事項】

(セグメント情報)

【所在地別セグメント情報】

(訂正前)

<前略>

(注)3. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 1 会計処理の原則及び手続の変更 (2) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用」に記載のとおり、棚卸資産については、従来、主として移動平均法に基づく原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当第1四半期連結会計期間の日本における営業利益は12百万円増加しております。

(訂正後)

<前略>

(注)3. 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 1 会計処理基準に関する事項の変更 (1) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用」に記載のとおり、棚卸資産については、従来、主として移動平均法に基づく原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当第1四半期連結会計期間の日本における営業利益は12百万円増加しております。